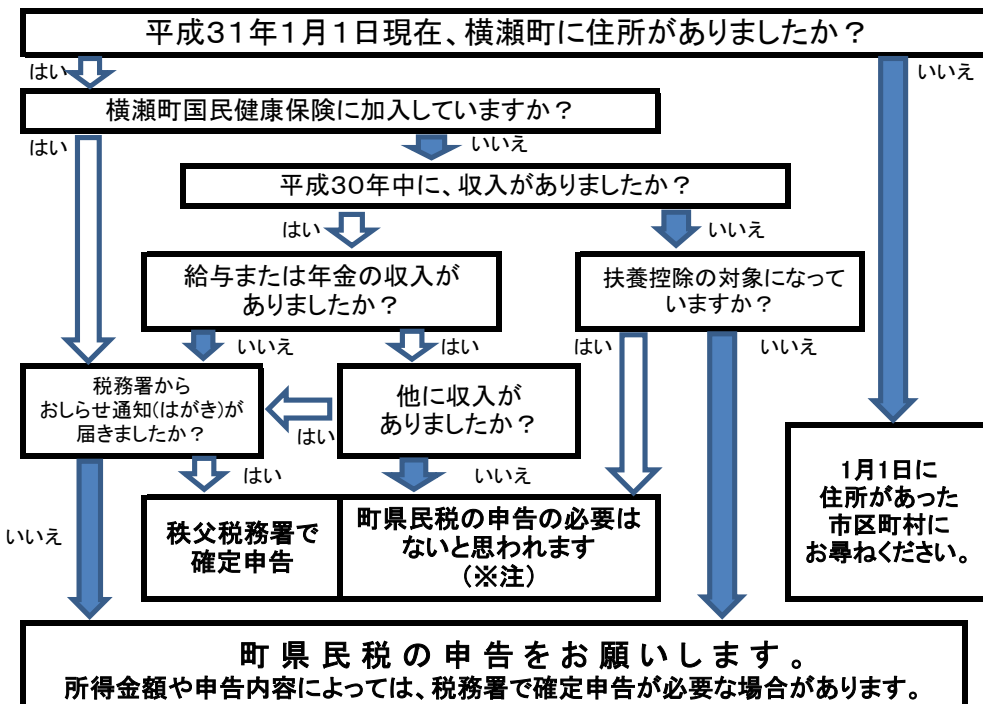


町県民税の申告相談

申告期間 平成31年2月18日(月)～3月15日(金)

町県民税申告相談日程			
平成31年	対象地区	会場	相談時間等
2月18日(月)	18区	横瀬町活性化センター 2階 大会議室	●午前9時～正午 ●午後1時～午後4時
19日(火)	19区・20区		
20日(水)	21区・22区		
21日(木)	1区・2区	横瀬町町民会館 2階 大会議室	※ 混雑の状況等により、長時間お待ちいただく場合や時間の変更をお願いすることがあります。 ※ 地区ごとに日程を定めていますが、都合がつかない場合は他の日をご利用ください。 ※ 町の申告相談会場では、町県民税の申告と所得税の確定申告のうち、給与・年金所得の申告、医療費控除などをお受けしています。 ※ 不動産所得、譲渡所得(株式、土地・建物の譲渡等)、株式等に係る配当所得、事業所得、雑損控除、住宅ローン控除、青色申告、消費税等の申告は町の会場ではお受けしていません。税務署での申告をお願いします。
22日(金)	3区・23区		
25日(月)	4区		
26日(火)	5区		
27日(水)	6区		
28日(木)	7区・8区		
3月1日(金)	9区・10区		
3日(日)	対象日にお越しになれない方		
4日(月)	11区		
5日(火)	12区		
6日(水)	13区		
7日(木)	14区		
8日(金)	15区・17区		
11日(月)	16区		
12日(火)	対象日にお越しになれない方		
13日(水)	対象日にお越しになれない方		
14日(木)	対象日にお越しになれない方		
15日(金)	対象日にお越しになれない方		

あなたは申告が必要でしょうか？次のフローチャートを参考にしてください。



- (※注)
- 国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険に加入している方、各種手当を受給される方、福祉に関する給付金の申請をされる方、所得・課税証明書等が必要な方は申告をしてください。
 - 給与収入がある方で、勤務先から横瀬町へ給与支払報告書の提出がない方は申告をしてください。
 - 退職等により年末調整が済んでいない方は申告が必要場合があります。
- フローチャートは一例です。詳しくは秩父税務署または横瀬町役場税務会計課までお問合せください。

町県民税の申告をお願いします。
所得金額や申告内容によっては、税務署で確定申告が必要な場合があります。

◆税務署からのお知らせ◆

● 税務署での所得税及び復興特別所得税の申告相談日程について

【開設期間】 平成31年2月18日(月)から3月15日(金)まで(土曜、日曜日を除く)

【相談受付】 午前8時30分から午後4時(提出は午後5時)まで

【相談開始】 午前9時

【会 場】 秩父税務署(秩父市日野田町1丁目2番41号)

※会場の混雑状況により、受付を早めに締め切ることがあります。

※土曜・日曜日の受付は行いませんが、郵便や信書便による送付または税務署設置の時間外収受箱への投函により提出することができます。

● 所得税等の申告は、自分で作成してお早めに！

国税庁HPの「申告書作成コーナー」を利用すると、ご自宅のパソコンやスマートフォンから24時間いつでも確定申告書の作成ができます。作成した申告書は、e-Tax(電子申告)でデータ送信またはプリンターで印刷して郵送等で税務署へ提出することができます。

※1 給与所得者(年末調整済)で医療費控除またはふるさと納税などの寄付金控除を適用して申告する方は、スマホ専用画面をご利用いただけます。

※2 確定申告書には、マイナンバーの記載が必要です。

● e-Taxの利用手続きがより便利になりました

マイナンバーカードやICカードリーダーライターをお持ちでない方は、ID(利用者識別番号)とパスワード(暗証番号)を利用して、e-Taxで申告ができます。

※ ID(利用者識別番号)、パスワード(暗証番号)は、税務署の窓口で発行します。運転免許証などの本人確認ができる書類をお持ちの上、税務署へお越しください。

● 公的年金等を受給されている方へ ～所得税の確定申告不要制度について～

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。

ただし、所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除(例えば、純損失や雑損失の繰越控除など)の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。

また、平成27年分以後は、外国の制度に基づき国外において支払われる年金など源泉徴収の対象とならない公的年金等を受給されている方は、この制度は適用されません。

なお、所得税の確定申告をしない場合でも、年金から引かれていない社会保険料控除、生命保険料控除、医療費控除など各種所得控除を町県民税に反映させるには、町県民税申告が必要です。

● 税務署から所得税の確定申告書(プレプリント)が届いていた方へ ～申告書の送付対象者の見直しについて～

近年のICT申告の進展や行政コスト削減の観点から、送付見直し対象者(e-Taxにより申告された方等)へ申告書の代わりに予定納税額など申告に必要な情報を記載した「お知らせはがき」または「お知らせ通知書」を送付しております。

【問】秩父税務署 ☎22-4433